

件名	25陳情第11号 介護保険制度の改悪を許さない陳情書
<p>介護保険制度については、現在2015年度改定に向け、国の段階で検討が行われております。その中で、要支援者を介護保険から外し各自治体の地域支援事業に移行する方向が出されています。地域支援事業の場合、給付内容が市町村裁量となり市町村により財政事情が異なる中、給付内容等に格差が生じること、また、サービスの総費用額に上限を設けるとの厚労省の発表もあり要支援者の訪問介護や通所サービスなどが受けられなくなる懸念も生じてきます。また、特別養護老人ホームの入所者を中重度に限る動きも具体化されてきており、要介護1、2の方が入所できないことも起こってきます。</p> <p>65歳以上の介護保険第1号被保険者の多くの方は年金収入に依拠した生活実態です。介護保険料のほかにさらにサービスの提供を受けるには現行でも利用料が1割とられます。現行でもサービスの利用がしにくい状況になっています。このサービス利用料を所得により2割負担にすることが提案されています。利用料負担が上がればさらにサービスが受けにくくなり「介護保険あって介護なし」と言われる状況は歴然としてきます。</p> <p>介護保険制度の改善には、国の財源保障の額を増やし、被保険者の保険料や利用料の負担をぜひ抑えていただきたいと思い陳情いたしました。</p> <p>次の項目について、議会として国に意見書提出していただきたく陳情します。</p> <p>【陳情項目】</p> <p>①要支援者を地域支援事業に移行せず、引き続き介護保険の適用として介護予防給付として行ってください。</p> <p>②特別養護老人ホームの入所制限はせず、これまでどおりの基準で入所できるようにしてください。</p> <p>③利用者の利用料の負担の引き上げはしないでください。</p> <p>④介護保険財政が困難な中で国の負担を増額してください。</p>	